

MTEP国際規格・海外規格対応セミナー

3月25日、都産技研本部において、MTEP技術セミナー「海外規格精通シリーズ REACH/RoHS超入門」を開催しました。「超入門」と称し、松浦・岡野MTEP両専門相談員が海外規格REACHとRoHSの概要について解説しました。

電子機器に含まれる化学物質の規制が強化されてきています。平成25年1月にはRoHS (Restriction of Hazardous Substances) 指令が改定され、ほとんどの電子機器がRoHS指令の対象となりました。広域首都圏輸出製品技術支援センター(MTEP)では、国際規格や海外規格に関する相談が増加しています。その多くが初歩的な相談です。そこで、規格に関して初心者にもわかりやすいRoHS指令と化学物質や廃電気電子機器の規制に関するREACH/WEEE指令のセミナーを開催しました。

西野 輸出製品技術支援センター長 より



中小企業の皆さまから「海外から引き合いがあったので、日本市場で流通している製品を輸出したい」というご相談が増えていきます。

しかし、海外の規格に対応するためには、製品を改修する必要性が出てきます。分からないことがあれば、ぜひ早い段階で規格取得のご相談にいらしてください。

用語解説

● REACH(欧州化学品規制)とは？

REACHは、欧州連合(EU)によって発効された化学物質規制です。化学物質の含有を禁止するものではなく、総量を管理し届出を要求するもので、複雑かつ広範な規制です。

● WEEE(電気電子廃棄物)指令とは？

2003年にEUで発効された指令で、廃電気電子機器を予防(削減)するため、最終処分量を減らすことを目標に、電気電子機器の再利用、構成部品等の再生、リサイクルを推奨しています。

● RoHS(有害物質使用制限)指令とは？

同じく、2003年にEUで発効され、有害物質を含有した製品を市場に入れないための指令です。WEEE指令と関連して取り扱われています。対象製品の適用範囲の拡大などの見直しが要求されています。

REACH/WEEE超入門



MTEP 専門相談員 松浦 徹也

日本電子(株)を経て、現在、松浦技術士事務所を開設し、(一社)産業環境管理協会、(社)首都圏産業活性化協会、(一社)東京環境経営研究所や(一社)東京都中小企業診断士協会を母体として、中小企業の経営課題の解決支援を行っている。海外化学物質規制法(RoHS・REACH・CEマーキング等)の対応支援や国内中小企業施策の活用支援を専門としている。

REACHやWEEE指令などによる化学物質の規制強化が進んでいますが、私たちの生活に不可欠な化学物質を単に使わない(使わせない)のではなく、化学物質の影響を理解してうまく利用することが重要です。つまり、化学物質をきちんと管理された状態で使用することが求められています。これは、海外や一部の企業だけの課題ではなく、多くの日本企業に関係する問題です。セミナーでは、複雑かつ広範囲にわたるREACHやWEEE指令の内容を、成立の背景や事例なども交えつつ、初心者でもわかりやすく解説しました。

改正RoHS超入門



MTEP 専門相談員 岡野 雅一

ソニー(株)にて、環境品質管理、海外/国内品質保証、取引先指導、海外統括業務等に携り、35年間現場のもの造りの指導に携わった。現在は、RoHS/REACHのコンサルを行う。また、品質管理を含めたサプライチェーン構築の指導を行う。環境品質領域に限らず、表面処理領域の技術コンサルティングも専門分野として活動している。

セミナーでは、改正RoHSの詳細や、製造業者が自社で対応するための取り扱い手順などを解説しました。

改正RoHSの要求を満たすには、自社を含めたサプライヤー、協力会社のすべてにわたった環境品質管理体制の仕組みづくりが不可欠であり、自社の担当者任せにするのではなく、トップを推進リーダーとし、全社で取り組むことが大切です。

このほか、国際規格・海外規格への理解を深めるためのセミナーを各種ご用意しています。詳細はホームページをご覧ください。
http://www.iri-tokyo.jp/mtep/mtep_seminar.html